

岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）  
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定に基づき指定された歴史的風致形成建造物（市長と所有者の間で10年以上の一般公開に関する協定の締結を行うものに限る。）を地域の資源として活用する先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、予算の範囲内において交付する岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、地域の金融機関の融資を受けて次条の事業を実施する者（以下「補助対象者」という。）とする。

2 補助金の交付を受けようとする者が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項に置いて「暴力団」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合には、補助金の交付は行わない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、歴史的風致形成建造物の保存及び活用に係る事業であって、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号。以下「国要綱」という。）第8条の規定により交付決定を受けたもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条の表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、融資額を除いた額とし、1事業当たり次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額が補助金の額と同額以上2倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額が補助金の額の2倍以上の額の場合 4,000万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、様式第1号による岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 位置図
  - (4) 設計図書（図面及び仕様書）
  - (5) 工事費又は委託費見積書
  - (6) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者と歴史的風致形成建造物（土地を含む。）の所有者が異なる場合は、所有者の同意を証する書類を提出しなければならない。
- 3 補助対象者は第1項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額して交付申請しなければならない。
- 4 第1項に規定する申請は補助対象事業に着手する日より前、かつ、補助対象事業を行う年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受領したときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは、様式第2号による交付決定通知書により補助対象者に通知す

るものとする。

2 市長は、前条第3項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を付して決定するものとする。

3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更・中止(廃止))

第9条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、国要綱第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、様式第3号による岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金変更・中止(廃止)申請書に当該変更に係る事業の内容を記載した書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第10条 交付決定の通知を受けた補助対象者は、第8条第1項の交付決定の内容に不服があるときには、交付金の交付決定の日から起算して20日を経過する日までに、様式第4号による岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助対象者は、市長から要求があった場合は、事業の遂行状況について報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、様式第5号による岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金補助対象事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内の日、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業報告書
- (2) 補助対象経費整理表
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類の写し
- (4) 工事請負又は委託契約書の写し
- (5) 工事又は委託代金支払領収書の写し
- (6) 補助対象事業に係る写真その他事業の状況を示す資料

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第7条第3項ただし書により補助の申請をした補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の対象経費から減額して提出しなければならない。

(交付額確定の通知)

第13条 補助金の交付額確定の通知は、様式第6号による交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条に規定する確定を受けた交付決定受理者は、同条に規定する確定を受けた日から起算して30日を経過する日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに請求書を市長へ提出しなければならない。

2 補助金は、前項の規定に基づく交付決定受理者からの請求により交付する。

(交付決定取消し等)

第15条 市長は、補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象者が、関係法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象者が、補助金を補助対象事業以外の事業に使用した場合

(3) 補助対象者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 補助金の交付決定取消しの通知は、様式第7号による交付決定取消通知書により交付決定受理者に対し行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、様式第8号による補助金返還命令書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内

とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 第7条第3項ただし書により交付申請した補助対象者は、第12条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(同条第2項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第9号による岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金消費税等仕入控除税額報告書により速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前条第2項の規定は、前項の返還について準用する。

(検査等)

第18条 市長は、補助対象者に対し、補助対象事業に関して必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助対象者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(財産の管理等)

第19条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって適切に管理をするとともに、その効率的な運営を図るよう努めなければならない。

2 補助対象者は、取得財産等について、国要綱第18条第2項に規定する取得財産等管理台帳及び同条第3項に規定する取得財産等管理明細表を備え管理しなければならない。

3 市長は、補助対象者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を市に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第20条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、国要綱第19条第1項及び第2項に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受け

ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10号による岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理等）

第21条 補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、様式第11号による岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金事業収益状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 市長は、第1項の報告により、補助対象者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助対象者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の目的に資する事業への再投資（国要綱第5条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると市長が特に認めた場合はこの限りでない。

4 前項の規定により、納付を命ずることができる額は、補助額を上限とする。

5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

6 収益納付すべき期間は補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。